

鈴鹿市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：磯山二丁目172号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
磯山二丁目1651番2地先内	旧	18.5	1.0